

# 仕 様 書

## 1. 件名

橋本小学校給食室 厨房備品の購入

## 2. 概要

令和8年7月下旬～令和9年3月に橋本小学校の給食室をドライシステムに対応した給食室に改修する。この改修工事に伴い必要となる厨房備品の更新等を行う。

## 3. 履行場所

八幡市立橋本小学校（八幡市中ノ池尻15番地の1）

## 4. 履行期限

令和9年3月31日

ただし、厨房備品の納品は令和9年2月15日までに完了させること。

## 5. 仕様、規格等

### （1）購入

- ① 仕様等は、別紙1「購入備品一覧表」および単品図を参照のこと。なお、すべて同等品可とする。
- ② 改修工事の施工完了後に、配置図に記載の場所に運搬・搬入設置すること。運搬・搬入設置の詳細日時は、発注者と受注者とで事前に協議のうえ決定するものとする。
- ③ 給排水、ガス、電気の配管・配線工事は改修工事業者が行う。
- ④ 各機器等の寸法については、現地実測を行い、発注者および改修工事業者と協議のうえ調整すること。
- ⑤ 機器の試運転、調整等は、納品後に発注者および改修工事業者と調整のうえ、受注者の責任のもとで行うこと。
- ⑥ 橋本小学校調理員に対して機器の取扱説明を行うこと。

### （2）既存品利用

- ① 橋本小学校給食室の既存の厨房備品のうち一部を継続利用する。継続利用する既存品は、別紙1「購入備品一覧表」の区分「既存品利用」を参照のこと。
- ② 継続利用する既存品は、改修工事の施工前に受注者の責任のもと、発注者の指定する場所へ運搬すること。なお、給排水、ガス、電気の切り離し作業は改修工事業者が行う。

改修工事の施工完了まで発注者が指定する場所で一時保管した後、改修工事の施工完了後に、配置図に記載のとおり運搬・搬入設置すること。なお、給排水、ガス、電気の配管・配線工事は改修工事業者が行う。

- ③ 別紙2「既存備品一覧表」の No.50 L 型運搬車のうち2台はキャスター替、1台はコーナーガード替を行うこと。
- ④ 別紙2「既存備品一覧表」の No.44 および No.51 2段運搬車は、キャスター替を行うこと。
- ⑤ 別紙2「既存備品一覧表」の No.24 移動台は、排水部材一式・キャスター替を行うこと。
- ⑥ 別紙2「既存備品一覧表」の No.52 牛乳保冷庫については、給食室改修工事期間に橋本小学校で新規購入し、同校1階校舎内で使用しているため、改修工事の施工完了後には、強制蒸発装置の取り外し作業を行った上で、配置図に記載の場所に設置すること。

### (3) 移設

橋本小学校の給食室の既存の厨房備品のうち、一部を発注者が指定する他の小学校へ移設する。移設する厨房備品は、別紙2「既存備品一覧表」の区分「他校移設」のとおり。

なお、移設先で給排水・ガス・電気の接続が必要な厨房備品については、受注者の責任のもと接続作業、試運転まで行い、移設先で使用可能な状態にすること。

別紙2「既存備品一覧表」の No.14 回転釜については、移設先で都市ガスへの変換作業を行うこと。

### (4) 廃棄

別紙2「既存備品一覧表」の区分「廃棄」については、既存の厨房備品を引き取り、産業廃棄物処理法に基づき適切に処分すること。

なお、処分の際、受注者の責任のもと産業廃棄物中間処理場または最終処分場に運搬し、後日マニフェストの提出を行うこと。

## 6. 同等品申請

別紙1「購入備品一覧表」および単品図に記載の参考商品の同等品による入札を希望する場合は、期日までに別紙様式2に商品のカタログ、図面等を添付して書面を持参またはFAXで提出し承認を受けること。なお、承認を受けていない同等品での入札は無効となるので注意すること。

## 7. その他留意事項

- ① 発注者の指示を受けた場合は、橋本小学校改修工事の定例会議に参加すること。
- ② 八幡市火災予防条例に基づく各種届出に関し、発注者の指示を受けた場合は可能な範囲で協力すること。

- ③ 適切に搬入し、安全に配慮し設置すること。
- ④ 商品の梱包材等はすべて持ち帰ること。
- ⑤ 発注者と事前に調整のうえ、各機器には、作業性が損なわれない範囲で耐震固定または転倒防止金具の取付を行うこと。
- ⑥ 保証期間は納品後 1 年間とし、材料、製造および設置上の不備または製品不良等により所定の能力を発揮しない場合に限り、受注者の責任で点検整備等を行うこと。
- ⑦ 機器の故障等の不具合には迅速に対応すること。
- ⑧ 入札書には以上にかかる必要経費すべてを含めた金額を記載すること。
- ⑨ この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。